生産行程管理業務規程

作成日：平成２７年７月６日
更新日：令和７年２月 10 日

１．作成者
名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

住所（フリガナ）:（〒５１５－８５１５）三重県 松阪市 殿町 １３４０番地 １
（ミエケンマツサカシトノマチ　バンチ）

名称（フリガナ）: 松阪 牛 連絡協 議会
（マツサカウシレンラクキョウギカイ）

代表者（管理人の氏名）: 会長　竹上　真人

ウェブサイトのアドレス : http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusakaushi/

２．農林水産物等が属する区分
区分名：第２類　生鮮肉類
区分に属する農林水産物等：牛肉

３．農林水産物等の名称
特産松阪牛（トクサンマツサカウシ)、
TOKUSAN MATSUSAKA USHI

４．明細書の変更
松阪牛連絡協議会は、法第１６条第１項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録にかかる明細書の変更を行うものとする。

５．明細書適合性の確認
（１）産地及び素牛の確認
特産松阪牛の素牛の確認については、農家情報をはじめ、牛の血統、飼養管理情報、と畜情報を整備した松阪牛個体識別管理システム（以下、「システム」という。）に基づき、生産者が導入した牛を、松阪牛連絡協議会が業務委託する株式会社三重県松阪食肉公社（システムの管理主体以下、「公社」という。）に報告し、公社が、直接牛舎に赴き、個体が１２ヶ月齢までの兵庫県産未経産雌牛であることを子牛登記書又は血統証明等（以下「子牛登記書等」という。）の個体情報が確認できる書類により確認する。また、耳標と子牛登記書等の個体識別番号の整合性を目視で確認し、書面に記録しシステムに登録する。

（２）肥育方法の確認

特産松阪牛の肥育方法の確認は、公社が、松阪牛協議会会員の牛舎に子牛が導入された時などに実施し、ステージに応じた肥育が行われているか等の状況を確認する。また、新規肥育農家が公社に会員登録の届出を行う場合、または届出済みの農家が特産松阪牛を肥育する上で必要な粗飼料を変更する場合、粗飼料を公社に報告し、農家は生産地において兵庫県産の黒毛和種の未経産雌牛を９００日以上肥育する。

なお、肥育方法に関して農家に指導が行われた場合には、公社からの報告を受け、松阪牛連絡協議会は「農家対応一覧表」に記載する。

（３）出荷の確認

特産松阪牛の指定と畜場は株式会社三重県松阪食肉公社と東京都中央卸売市場食肉市場株式会社（松阪牛個体識別管理システム要綱第１２条）の２ヶ所である。

（ア） 株式会社三重県松阪食肉公社でと畜する場合

牛の搬入時に生産者が提出する「子牛登記書等」、「出荷牛育成履歴申告書」により、生産者や牛の個体識別番号等を公社職員が確認する。

（イ） 東京都中央卸売市場食肉市場株式会社でと畜する場合

出荷前日までに、生産者が「生体出荷確認依頼書」を公社に提出する。出荷当日、公社職員は出荷する牛の耳標等を確認し、出荷者は「子牛登記書等」、「出荷牛育成履歴申告書」を東京都中央卸売市場食肉市場株式会社に提出する。と畜結果は、東京都中央卸売市場食肉市場株式会社から公社に報告する。

これらの情報がシステムに反映されることにより、特産松阪牛の条件である兵庫県産素牛であることと、導入日から出荷まで９００日以上の肥育期間を有しているかを公社が出荷及びと畜結果から確認する。

ただし、輸出については、松阪牛連絡協議会が輸出食肉取扱施設にて、と畜確認を行う。共進会、共励会においては松阪牛連絡協議会が出荷先の食肉取扱施設を通じ、と畜確認を行う。

なお、と畜結果については公社からシステムを通じて松阪牛連絡協議会に報告し、松阪牛連絡協議会は「認定頭数確認表」及び「と畜結果一覧表」を作成する。ただし、問題が確認された場合は、直ちに報告を受ける。

６．明細書適合性の指導

（１）素牛及び生産方法について

松阪牛連絡協議会は、生産地や素牛、肥育期間等において生産の方法が異なっている牛、あるいは松阪牛を特産松阪牛と称するなどした場合は、生産者に対し是正

を求め、従わない場合には、松阪牛連絡協議会は一定期間特産松阪牛としての出荷停止、当該会員の除名などの処分を決定することもできる。

（２）出荷について

松阪牛連絡協議会は、生産地や素牛、肥育期間等において生産の方法が異なっている牛、あるいは松阪牛を特産松阪牛と称するなどした場合は、株式会社三重県松阪食肉公社及び東京都中央卸売市場食肉市場に特産松阪牛として出荷し、処理させない。従わない場合には、松阪牛連絡協議会は一定期間特産松阪牛及び登録標章を付した状態での出荷停止、当該会員の除名などの処分を決定することもできる。

７．地理的表示等の使用の確認

（１）　公社は、前記５（３）のとおり、特産松阪牛の条件である兵庫県産素牛であることと、導入日から出荷まで９００日以上の肥育期間を有しているかをと畜結果から確認し、いずれも満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章を仕切書に付す。公社は、地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章の使用について松阪牛連絡協議会に報告し、松阪牛連絡協議会はこれを確認し記録する。

東京都中央卸売市場食肉市場は前記５（３）のとおり、特産松阪牛の条件である兵庫県産素牛であることと、導入日から出荷まで９００日以上の肥育期間を有しているかをと畜結果から確認し、いずれも満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章を枝肉に付す。

松阪牛連絡協議会は地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章の使用について確認し記録する。

輸出及び共進会、共励会において、松阪牛連絡協議会は地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章を付し記録する。

（２）公社及び松阪牛連絡協議会は、上記（１）の際、以下の牛肉があるかを確認する。

① 牛の種類、肥育期間、指定と畜場でのと畜の各基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章を使用している牛肉
② 地理的表示である「特産松阪牛」のみが使用されている牛肉
③ 登録標章のみが使用されている牛肉
④ 地理的表示である「特産松阪牛」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている牛肉

公社は、上記の確認結果を松阪牛連絡協議会に報告し、松阪牛連絡協議会はこれを確認する。ただし、問題が確認された場合は、直ちに報告を受ける。

８．地理的表示等の使用の指導

松阪牛連絡協議会は、前記７の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、公社及び東京都中央卸売市場食肉市場に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたのにもかかわらずこれに従わない場合には、松阪牛連絡協議会は特産松阪牛の出荷を停止する等の処分を決定することもできる。

① 牛の種類、肥育期間、指定と畜場でのと畜の各基準を満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章を使用していた場合

② 地理的表示である「特産松阪牛」のみを使用していた場合

③ 登録標章のみを使用していた場合

④ 地理的表示である「特産松阪牛」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

また、輸出及び共進会、共励会において、上記の場合に該当する場合は、松阪牛連絡協議会は地理的表示である「特産松阪牛」及び登録標章を使用している者に対し、警告を発し、是正を求める。

９．実績報告書の作成等

松阪牛連絡協議会は、４月１日から翌年３月３１日までを一年度として、年度終了後３か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

（１）特定農林水産物等審査要領別添５「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

（２）生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料

・松阪牛連絡協議会が作成した認定頭数確認表

・松阪牛連絡協議会が作成した農家対応一覧表

・松阪牛連絡協議会が作成したと畜結果一覧表(地理的表示等の使用の確認を含む)

（３）提出時における最新の明細書

（４）提出時における最新の生産行程管理業務規程

１０．実績報告書等の保存

松阪牛連絡協議会は、前記９により作成提出した書類に加え以下の書類を、松阪牛連絡協議会事務局の松阪市役所農水振興課の事務所内に、その提出の日から５年間、保存するものとする。

（１） 子牛登記書等

（２） 出荷牛育成履歴申告書

（３） 生体出荷確認依頼書

１１．連絡先